

社会保険労務士がとりくむ過労死防止活動 ―過労死防止法制定後、10年連続で講演会を開催

喜多裕明 社会保険労務士、
大阪府社会保険労務士会安全・衛生自主研究会代表幹事

《報告要旨》

- ・社会保険労務士法は、第1条において「事業の健全な発達と労働者の福祉の向上に資することを目的とする」と定めています。
- ・大阪府社会保険労務士会の「認定自主研究会」である安全・衛生自主研究会(代表幹事・喜多)は、過労死防止法制定後の2015年から故森岡孝二先生を皮切りに学者・弁護士・過労死遺族を招いて講演会を開催してきました。
- ・時々の課題(話題)に合わせたテーマを設定し、昨年までにのべ251名の参加を得て、過労死防止活動の大切さを学び、「社労士の社会的責務」について考える機会となっています。
- ・これらの経験を生かし、社労士にもできる過労死防止活動として、
 - ①過労死防止シンポジウムへの参加(社労士会の後援が重要)
 - ②過労死防止啓発授業の担い手としての参加
 - ③社労士会の学校教育特別活動「出前授業」の改善を提起します。
- ・また、社労士ならではの過労死防止活動についても考察したいと思います。

[2024-08-15 版]